

平成28年度 山梨県森林審議会（第2回） 会議録

1 日時：平成28年11月9日（水）午前10時00分～午前11時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野 公夫、神宮寺 守、杉本 光男、須見 俊英、相馬 保政、辻 一幸、
中田 勝彦、古屋 利枝、山際 真理、若尾 直子、若狭 美穂子、若林 一明、
若林 千賀子
以上13名

（事務局）小島森林環境部林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長、平塚みどり自然課長、金子森林整備課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、鷹野治山林道課長、島田中北林務環境事務所長、深谷峡東林務環境事務所次長、田邊峡南林務環境事務所長、橋田富士・東部林務環境事務所長、関岡森林総合研究所長、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐、森林整備課森林計画担当（3名）、森林整備課森林育成・保護担当（2名）

4 会議次第

- （1）開会
- （2）森林審議会委員 任命書交付
- （3）森林環境部 林務長あいさつ
- （4）職員紹介
- （5）自己紹介
- （6）座長の選出
- （7）議事録署名委員の選出
- （8）会長・会長代行の選出
- （9）会長あいさつ
- （10）議事
- （11）閉会

5 議事に付した案件

- （1）第1号議案 森林保全部会会長・森林保全部会委員の指名について
- （2）審議事項
第2号議案 富士川上流地域森林計画の樹立について
第3号議案 富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更について
- （3）その他

6 議事の概要

司会：

定刻となりました。本日は大変お忙しいところ、森林審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の小沢です。よろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして、この度、森林審議会委員となられます皆様に山梨県森林環境部 小島林務長より任命書を交付いたします。お名前をお呼びしますので、その場で任命書をお受け取りください。

林務長：

(各委員に任命書を交付)

司会：

なお、三好規正様、別宮有紀子様の2名につきましては、本日欠席となっております。

それでは、ただ今から平成28年度第2回山梨県森林審議会を開催します。

最初に本日の森林審議会の成立についてですが、「山梨県森林審議会運営規則」第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は13名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることをご報告致します。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席をご用意しております。

それでは、次第に従いまして、小島林務長よりあいさつを申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。次に本日は委員改選後の第1回目の森林審議会ですので、出席している県職員を紹介いたします。(所属長以上紹介)

次に、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと思いますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。(委員自己紹介)

次に新会長選出まで、座長を選出して進行したいと思います。皆様、いかがいたしましょうか。

委員：(事務局一任)

司会：

事務局一任の声をいただきましたので、若林一明委員に座長をお願いしたいと思います。若林委員、前の席にお願いします。なお、座長には今回の審議会の「議事録署名委員」と「会長及び会長代行」の選任についてお願いをいたします。

座長：

御指名ですので、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。まず、本日の議事録署名委員について、いかがいたしましょうか、ご意見を伺います。

委員：（座長一任）

座長：

それでは若尾委員と若狭委員にお願いいたします。

次に会長及び会長代行の選出についてですが、森林法第71条により、委員の互選によりとされており、皆様方の御意見を伺いたしたいと思います。

委員：

前期の会長でありました、辻委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

座長：

委員から御意見がありました。皆様の御賛同を得て、決定したいと思います、いかがでしょうか。

委員：（異義なし）

座長：

それでは会長を辻委員にお願いしたいと思います。

続きまして会長代行について、御意見を伺います。

委員：

会長代行については、引き続き杉本委員にお願いするというのは、いかがでしょうか。

委員：（拍手）

座長：

皆様の御賛同がありましたので、会長代行は杉本委員と決定させていただきます。

会長と会長代行が決まりましたので、ここで座長を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会：

若林委員、座長をありがとうございました。

山梨県森林審議会運営規則第3条によりまして、議長は会長があたることとなっておりますの

で、辻会長に議長をお願いいたします。議長席にお移りいただき、一言御挨拶をお願いします。

議長：（あいさつ）

議長：

それでは議事に移ります。

まず、第1号議案「保全部会長及び保全部会委員について」を議題といたします。事務局、まず説明をお願いします。

事務局：

森林整備課の瀧口です。森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることとなっています。本県では、森林保全部会を設置しています。その所掌事務は林地開発に関すること、保安林の指定解除に関すること、松くい虫の被害対策に関することなどです。

部会長及び保全部会委員は、会長が指名することになっていますので、会長から指名をお願いします。

議長：

それでは、会長から指名させていただきます。保全部会委員は、中田委員、別宮委員、若尾委員、若狭委員、若林一明委員、以上5名にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に保全部会長についてですが、若林一明委員にお願いしたいと思います。御多忙のところ恐縮ですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に審議事項についてですが、地域森林計画の樹立及び変更に関することについては、森林法第6条第3項により、知事が県森林審議会に意見を聞かなければならないこととなっています。これに基づいて知事から諮問のありました、第2号議案「富士川上流地域森林計画の樹立について」及び第3号議案「富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更について」を、それぞれ関連がありますので一括して議題とします。事務局より、まず説明をお願いします。

事務局：

それでは説明させていただきます、森林整備課長の金子でございます。

（「富士川上流地域森林計画の樹立について」、「富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更について」説明）

議長：

第2号議案の「富士川上流地域森林計画の樹立」並びに第3号議案「富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更」について、事務局から提案された内容について、一括して質疑を行いたいと思います。御意見や御質問がありましたら、どうぞ挙手をお願いします。

委員：

今、説明をいただいた中で、伐採に適した年齢の資源がたくさんあるようですが、説明の中に、東京オリンピックのことが全く出てきませんでした。2020年ということで、その前に山梨県の資源としての木材を売り込むという意図が、私には見えなかったのですが、どんな風に考えられているのか、その辺の見解を聞きたいと思います。

森林整備課長：

この地域森林計画は、森林資源をどのように使っていくかという計画で、オリンピックへの売り込みなど政策的な取り組みについては、「やまなし森林・林業振興ビジョン」というものに取りまとめており、その裏付けとなる資源計画がこちらの計画になるという位置付けです。ビジョンに基づく具体的な取り組みについては、所管の県有林課長から説明させていただきます。

県有林課長：

県有林課長の山田です。オリンピックへの売り込みについて、少し御説明させていただきます。県有林の材を新国立競技場や有明アリーナ等の関連施設に使っていただきたいということで、知事のトップセールスを含めて売り込んでいます。また、オリンピック関連等としましては、まず県有林の材を3万m³増伐する計画で、それを素材生産業者や加工業者等が作るグループに安定的に供給することとしています。ただ、まだ最終決定までいっていないので、使われるかどうか今は見えていないのですが、おそらく使われるのではないかと考えているという状況です。

委員：

山梨県は四方を山に囲まれ、森林の資源は豊富ですが、そういう立地条件を持った所は山梨県だけではないと思います。おそらく他の県との競争になると思いますので、知事のトップセールスを含めて、ぜひ、より積極的にアピールすることをお願いしたいと思います。

議長：

要望ですね。県有林課長の答弁もありましたが、早いうちにアクションを起こすということだと思います。他にいかがでしょうか、委員。

委員：

山梨東部の変更計画量が示されておりますが、どんな理由から変更されたのでしょうか。

森林整備課長：

山梨東部地域は、森林資源が非常に豊富ですが、まだ十分に利用されていないというところがあり、今後は、先ほど申し上げました「やまなし森林・林業振興ビジョン」の施策を展開することによって、今ある資源の利用が進むのではないかと考えています。加えて「山梨県路網整備計画」も変更致しまして、積極的な路網整備を行うということがありますので、それに伴って変更させていただきました。

委員：

森林計画の年度のデータを見ると、大月市に大型の木質バイオマスの工場が計画されており、計画の最初の段階がちょうど開業時という状況で進んでいると思いますので、これを見越した上での計画量なのかと考えましたが、その辺りは考慮しているのでしょうか。

森林整備課長：

木質バイオマス利用につきましては、木質バイオマスのために主伐するということはおそらくないと思われます。主伐で伐った木は、通常であれば丸太の部分しか使われないので、利用率が70%程度になっています。普段丸太として使われない先の方とか、枝葉の部分、また曲がっている間伐材等を木質バイオマスとして積極的に使っていくということで、利用率を高める、という視点で計画しております。

委員：

A材、B材、C材なんて言われておりますが、この連動がないと、やはり木質バイオマスの燃料も集まらないのが現状です。必然的にA材とC材の両方とも良い関係が出てくるかと期待しているのですが、問題は主伐の方で、A材のはけ口が心配になっています。山を伐って全量が木質バイオマスの燃料では、とても単価は合わないので、両方が連動していかなければなりません。A材のはけ口がなければ木質バイオマスの燃料も出てこないのが現状ですので、その辺を加味した計画をお願いしたいと思います。

議長：

要望でよろしいですね。次の方、どうぞ。

委員：

最近、公共建築物に県産材が使われているということで、とてもすばらしいと思います。このビジョンの中でも木材の生産目標を335千m³に増加させるということですが、県内で大きい材料を加工したり検査したりする施設が不足していて、一度県外に持って行って、加工したり検査したりすると聞いたことがあります。そこで、木材の生産目標には、そういった施設の充実も一緒に計画されているのでしょうか。また、最近、災害について、治山ということもよく話が出るのですが、計画数234地区というのは、特にどの辺りを重点的に県としては整備を進めていきたいのか、お聞きしたいと思います。

森林整備課長：

まず施設整備についてですが、この計画では、木材をどれだけ使っていけるかという資源量を示しております。その加工については、県外とも連携し広域的に進めていくという動きや、地産地消ということで、県内で使える仕組みを作っていこうという取組など、色々な流れがありますので、具体的なところは林業振興課長に補足していただきます。

治山事業につきましては、災害の復旧や予防に必要な事業量を、今までの計画量と実績を見ながら見込み量として設定しています。計画期間内に起こるかも知れない災害や台風災害の恐れ

ある箇所、過去の災害箇所を現在下流から順次復旧している箇所などを合わせた計画量です。優先順位など具体的なところは、治山林道課長に補足していただきます。

治山林道課長：

治山林道課長の鷹野と申します。山地災害防止対策の方針ということですが、近年、広島で山地災害が発生しています。その前には和歌山県、三重県で台風による集中豪雨で、多くの人命を亡くしたという事例があります。この計画では県有林や民有林の林班毎に網羅的に順次進めているところですが、今、森林整備課長から説明があったとおり、台風や集中豪雨で災害が起きた、あるいは起きる可能性があるところを含めて優先順位を付けながら順次進めているということです。最近の傾向では、局地的な集中豪雨による災害もございますので、より集落が近い箇所の復旧対策を重点的に進めていこうということで、毎年の台風・集中豪雨の被災状況を見ながら翌年度の箇所を優先的に決めているところです。

林業振興課長：

林業振興課長の桐林です。先ほどご質問があった製材等についてですが、全国的な大規模製材工場として、コスト低減を図ることがありますし、また、小規模製材工場については、東京オリンピック向けに山梨県産材を使った椅子などを小規模製材工場と素材生産者との協同により開発することに対する支援を行っているところでもあります。大規模、小規模のそれぞれ動きがあると思いますので、それに対応するような形で支援したいと考えております。

議長：

委員、よろしいですか。次の方、委員。

委員：

資料28ページに木材の生産目標が数値化されていますが、ビジョンの中の「材」「エネルギー」「場」という区分ごとの数値の比率というものがわかれば教えていただくと中身が見易いと思います。平成26年度と平成36年度の数字が出ていますけれども、区分ごとの比率がわかれば、どこが変更によって増えていったのか見えてくると思うので、もしわかれば教えていただければと思います。

森林整備課長：

「やまなし森林・林業振興ビジョン」は、「材」「エネルギー」「場」という3つのキーワードにより施策を進めていくものですが、この中で木材生産目標というのは「材」「エネルギー」に関わるようになります。「材」の方は、木材としては156千m³を335千m³にもっていくということで、それを実現していくために先ほどから説明させていただいたような東京オリンピックで使っていくとか、ブランド化を進めていくとか、また「エネルギー」としては木質バイオマスでの利用を進めるための普及啓発をはかっていくとか、多様な利用を進めていこうというものです。「場」というのは、森林空間を利用した保健休養機能、例えば武田の杜等で進めている森林セラピーですとか、森林を様々な「場」として使っていこうという考え方です。ビジョンの説明の

ために3つの視点を記載させていただいた為に少し分かりづらくなってしまいましたが、地域森林計画と直接関わってくる木材生産目標が、全ての視点に係わるものではありません。

委員：

増加させたのは「材」の方と考えてよろしいでしょうか。

森林整備課長：

はい。

議長：

よろしいですか、他に、どうぞ。

委員：

薪ストーブで生活しているのですが、薪に関する木の計画量の考え方をお聞きしたい。

また、資料21ページの森林の保全に関する事項（鳥獣害防止）の項目ですが、鳥獣害を防止するためにどうして木を伐採しなければならないのか教えていただきたい。

森林整備課長：

まず薪としての利用についてですが、薪というのは「薪炭材」と言いまして、広葉樹等を里山等で継続的に伐って萌芽更新を回していくというものです。手元に資料はございませんが、薪炭林の伐採数量は非常にわずかであり、ここで計画しているものの多くは家の建築材など丸太を搬出していく人工林の素材生産量です。

次に鳥獣害防止についてですが、鳥獣害防止のために木を伐るということではなくて、伐採した後に植栽した木を守るために、例えばフェンス等を設置するということです。スライド21ページにあるとおり「・・・被害防止施設の設置などの防除対策を行い、伐採跡地の適確な更新と造林木の着実な育成を確保する。」という計画になっています。

議長：

よろしいでしょうか。はい、委員。

委員：

バイオテクノロジーの関係で、今、某製紙会社でセルロースナノファイバーやバイオカーボンなどの研究が進んでいるようですが、産官学の連携の中でどのような方向付けなのか、お聞きしたい。

森林整備課長：

バイオテクノロジーに関することとしては、新しい品種開発を進めることなどの方向性が、「やまなし森林・林業振興ビジョン」に記載されているところですが、この計画の計画事項とはなっていないので、産官学の連携を含めて森林総合研究所の所長に説明していただきます。

森林総合研究所長：

森林総合研究所長の関岡です。産官学の連携という分野に関しましては、「やまなし科学技術基本計画」というものがあり、山梨大学や工業技術センター、そして森林に関係するものであれば森林総合研究所が連携をしていきたいと思いますという基本的な枠組みを作っている段階です。今、私どもが研究分野で取り組んでいるのは、例えば今回の地域森林計画に関することでは、天然更新を進めて広葉樹の森を作っていくという計画があった時に、広葉樹の森にしていくのにどういう手法があるのかとか、また、これまで森林環境税による事業が行われていますが、それがどういう形で実を結んでいるのかモニタリングするとか、そのようなことです。今、委員がおっしゃいました新しい技術に関する研究は、現在のところ、森林分野の方では私どもの方では携わっていないのが現状です。そのところは大学等で引き続き研究していただいて、その後、先ほど言いました分野連携を使って私どもの知見が必要だという話をいただいた段階で、連携を進めていくという形になるかと思えます。ですから今回の地域森林計画や、「やまなし森林・林業振興ビジョン」の中にそういった科学的分野の連携について具体的な課題は入っていないというのが現状です。

議長：

他にいかがですか、 委員。

委員：

小規模所有者の集約化を進める取組をやっていくという計画ですが、私の住んでいる 地域では、里山林の間伐等進んでいるように見えません。先ほど治山林道課長もおっしゃいましたが、現在の森林だと集中豪雨が起った場合には、広島のような災害が里山で起こることが非常に危惧されます。そういう意味でも小規模の所有者をまとめて、森林経営計画に反映させるように、ぜひ取り組むとともに、市町村等をよく指導していただきたいと思えます。森林整備をすれば予防治山にもなるかと思えます。

議長：

要望でいいですね。他にいかがですか。

委員：

先ほど治山の話が出ましたが、台風等の水害以外で、昨今、南海トラフ沖地震ですとか、糸魚川 - 静岡構造線が山梨を通っていますので、地震に関する被害のシミュレーション、あるいは地震被害を想定したものに対する森林被害のリスクマネジメントは、どの程度山梨県ではなされているのか、教えていただきたい。

治山林道課長：

南海トラフを始め、地震が起こった場合に、例えば避難ということであれば、県の防災局が所管しています。実際の地震では、大規模な地すべり性の崩落が起きていますが、そのシミュレー

ションということは難しいところです。本県では、中越地震や東日本大震災等で被災した自治体へ職員を派遣しています。その経験を活かし、実際には災害の復旧がメインになるろうかと思いますので、国の協力を得ながら復旧対策を早期に進めていくことを考えております。

議長：

それでは 委員。

委員：

パワーポイントの19ページにある「森林の整備に関する合理化」というところで、民間を含めた集約化の推進を図るとありますが、意欲ある民間団体や森林組合が疲弊しないような、財政的な措置があるかどうかというのが1点。同じく富士川上流の22ページ、病害虫対策ですが、具体的にどのような方法で病害虫のポイントを絞って実施しているのかということが2点目です。それから3点目として、富士川上流のパワーポイントP23に「…「保健機能森林」に指定する基準を定め、…」とありますが、この基準は誰がどのように定めて、保健機能森林としての活性化を図っていくのか、具体的なところを教えてください。

森林整備課長：

まず、パワーポイント19ページの施業合理化についてです。財政的な措置ということですが、集約化を進めるためには、所有者を見つけたり、あるいは測量をしたり、説明会を開いたりといったことにお金が必要になります。それらについては国の助成措置があり、それを使って集約化を進めているところです。

次にパワーポイント22ページの森林の保全をどのように進めているかという、病害虫対策についてです。松くい虫につきましては、松でなければ森林として成り立たない場所、あるいは景観上松でなければいけない場所を絞り込んでエリアを指定して、その場所の松を守るために集中的に保全対策を実施しているところです。そしてカシノナガキクイムシにつきましては、静岡県や長野県など、全国様々な場所で発生しているのですが、幸いなことに本県ではまだ被害がありません。ただ、昨年度南部町のトラップでカシノナガキクイムシが捕獲されまして、今年度はさらに身延町で捕獲されています。このため、現在被害発生に備えた対応マニュアルの作成を進める一方、近県との連絡調整をしながら、何とか本県に入ってくることを防ごうとしているところです。

最後にパワーポイント23ページの「保健機能森林」というのは、国の制度でして、これに対しては助成措置があります。県内では唯一、韮崎市の穴山町ふれあいホールとその周辺森林を併せた整備が平成21年度に実施され、助成を受けたところです。保健機能については、スライド15ページの機能区分一覧に「保健・レクリエーション機能」がありますが、県内では10%ぐらいを指定しています。保健機能森林の具体的な場所や整備内容は市町村が市町村森林整備計画の中で定めていくことになります。

委員：

概ねわかりました。パワーポイントの19ページの施業合理化について、こういった具体的な

ことに関して助成措置があるということはわかるのですが、私も をして、意欲があり、頑張っている法人や民間の人件費はタダ扱い、ということがよくありますので、そういったことを含めた財政的措置をお願いしたい。病虫害対策は、何かでドローンを使って病虫害に冒されている木を発見しやすい時代になっていると聞いたので、山梨県でエリアを決めて病虫害に冒されているところを肉眼でみるような時に、ドローンを使ってはどうかと思いました。最後の3番目の保健機能森林については、首都圏に近い山梨県は、もっともっと拡充してもらいたいので、市町村に対しても県として国の基準を満たしたところがあれば、保健機能としての森林であったり、公園であったり、エリアであるということを、より推奨していただけるとありがたいです。

議長：

要望でよろしいですね。それでは最後に 委員。

委員：

私たちは「 」という、子育て中のお母さんと一緒に色々活動をしている団体なのですが、森の活動ということで、「ママのチカラで日本の森を元気に！」という、こういった冊子を作って、子供を産み育てた経験を生かして、日本の森を守ろうという取り組みをしています。間伐材を使った生活、家もそうですし、色々なものをやっぴいこうということで、それを全国で広めています。その中で実際に私達が日本の森がどうなっているのかということ知らないといけなないので、奈良の吉野スギの森の中を、実際に林業をやっぴい方の方に案内していただいたりとか、知識を深めるために大分県臼杵市で間伐材を使った肥沃な堆肥を使って、安全な食生活に取り組んでいる市の取組を勉強したり、色々なことをしております。そんな中で今日初めて委員として参加させていただいて、スライドの12ページと16ページで、山梨県の主伐と間伐材では、どのようなものに今は使われているのか、だいたい良いので教えていただきたいことと、今後、かなりその量が増えてくる期間があると思うのですが、その辺りも伺いたいと思います。

森林整備課長：

主伐の材は、住宅の柱や梁などに使われています。間伐は、成林するまでに3回くらい行われますので、小さい時とだんだん大きくなってきた時でそれぞれ使い方が違いますが、紙の原料のチップや土木資材として使われることが多く、比較的径が大きければ建築材として使われることもあります。

今後、伐採量が増えていくことについては、例えばFSCのブランド化をして様々な場所で売り込みを進めていくとか、公共施設の木造化を進めていくとか、CLT等の新たな工法等も出てきていますので、そういったものの利用を進めていくとか、色々な分野で利用が想定されますので、それらを「やまなし森林・林業振興ビジョン」で進めていくこととしています。

議長：

それでは、御意見・御提言が出尽くしたようでありますので、第2号議案「富士川上流地域森林計画の樹立」並びに第3号議案「富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更」について、質

疑を打ち切りたいと思います。

本日の意見等を踏まえて、これらの計画の作成を事務局でお願いいたします。

最後になりましたけれども、その他の事項について、本日の審議事項、説明事項以外で何か皆様の方からございましたら、この際、御意見をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、何かありますか。

事務局：

それでは、今後の進め方について、先ほど資料の中でもご説明しましたが、12月22日に、縦覧が終わりましてから、もう一度皆様に御意見をお伺いし、その後国との協議という流れで、今回の富士川上流地域森林計画と富士川中流、山梨東部地域森林計画の変更計画の作成を進めていきたいと思います。なお、12月22日の第3回森林審議会につきましては、詳細は文書にて通知させていただきます。

林務長：

今日は本当に多くの意見をいただきまして、ありがとうございました。私の最初のあいさつのところでもお話をさせていただきましたが、県では昨年の12月に「やまなし森林・林業振興ビジョン」という計画を作りました。今日御審議いただいた地域森林計画は、ビジョンを進める上での資源管理の指針ということです。今日は、計画の基となる「やまなし森林・林業振興ビジョン」の考え方、製材工場をどうしていくのか、A材、B材をどう使っていくのかという、非常に幅広い意見をいただきましてありがとうございました。今、事務局の方から話がありましたが、次回、この地域森林計画についての公告縦覧後の意見を踏まえた最後の御説明の時に、併せて「やまなし森林・林業振興ビジョン」の1年間の実施状況についての御報告をさせていただきます。今日いただいた御意見についてもさらに深い議論ができるかと思っておりますので、またよろしくをお願いいたします。今日はありがとうございました。

議長：

次回はそのような内容ですので、委員の皆様、そのつもりでお願いします。なお、新しい委員には「やまなし森林・林業振興ビジョン」は送付されていますか。

事務局：

送付するようにいたします。

議長：

そのようにお願いいたします。新しい委員には「やまなし森林・林業振興ビジョン」が送付されていないといけないと思います。

それでは次回もよろしくお願いいたします。予定された事項について、すべて終了いたしましたので、議長の座を退任させていただきます、ご協力ありがとうございました。

司会：

長時間にわたりまして、ご審議お疲れ様でございました。以上をもちまして、本日の森林審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上